



第 2 次 中 期 経 営 計 画

【令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度】

令和 2 (2020) 年 10 月

公益財団法人 立川市地域文化振興財団

公益財団法人 立川市地域文化振興財団

第2次中期経営計画 目次

1. 公益財団法人立川市地域文化振興財団について……………	2
2. 第2次中期経営計画の策定にあたり……………	4
3. 第1次中期経営計画をふりかえって……………	6
4. 第2次中期経営計画の重点取組方針……………	10
5. 第2次中期経営計画の到達目標・目標値……………	13
6. 「with コロナ」の時代にあって……………	15
7. 参考資料……………	16

1. 公益財団法人立川市地域文化振興財団について

財団法人立川市地域文化振興財団は、文化芸術の振興に関する事業を推進し、地域社会の発展及び健康で豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に、昭和 63(1988)年 4 月 18 日に立川市の外郭団体として設立されました。

平成 2(1990)年 10 月には立川市市民会館の管理運営を立川市から受託し、立川市市民会館を拠点としたさまざまな文化芸術活動などを通しコミュニティ振興のための事業を展開してきました。

平成 23(2011)年 4 月からは公益財団法人立川市地域文化振興財団（以下「財団」と表します。）としてこれまで以上に公益性を重視し、より多くの市民の皆様文化芸術に触れる機会を提供できるよう、立川市市民会館から市内全域に活動を広げ、多様な文化事業を展開しています。

平成 25(2013)年 4 月には設立 25 周年を、平成 30(2018)年 4 月には 30 周年を迎え、周年記念事業を実施いたしました。

■財団の主な事業について

- 鑑賞事業…クラシックやポピュラー音楽、演劇・古典芸能などの舞台芸術鑑賞事業
美術鑑賞事業
- 普及事業…市民オペラ、演劇祭、市民絵画展などの市民参加型普及事業
ロビーコンサート、出張ステージなどの鑑賞型普及事業
- 支援事業…若手アーティストや市民団体への公演・活動支援事業
立川市と連携し、事業の企画提案や事業を受託し実施する企画相談事業
- 広報宣伝・友の会事業…文化芸術に関する情報の収集や情報紙の発行、ホームページの運営、友の会制度
- 地域コミュニティの活性化及び振興事業…市民祭などのコミュニティ事業、ワークショップ事業など
- 法人の管理…理事会・評議員会の開催、人材育成のための研修、人事などの法人運営

■ 財団の理念と行動指針、キャッチコピー

わたしたちの理念

市民が人や地域との絆を深め、笑顔あふれる心豊かな生活を送るために、私たちは文化芸術活動を広め・育て・支えます

わたしたちの行動指針

- 未来へ文化をつなぐ子どもたちの、感性をみがき優しいところを育てる環境を整えます
- 多くの市民が心のやすらぎと明日への活力を得られるよう、さまざまな文化芸術事業に取り組みます
- 文化芸術活動の主役としてより輝けるよう、市民の想いを支えます
- 市民に信頼される専門組織として、文化芸術を振興するための知識や技術を身に付けていきます

キャッチコピー

文化とあなたの懸け橋に



キッズワークショップ「初めてのHIP HOPダンス」の様子
於：立川市市民会館

2. 第2次中期経営計画の策定にあたり

当財団はこれまでも、立川市の文化振興計画をはじめ、立川市文化芸術のまちづくり条例等に基づき、立川市市民会館の管理運営や指定管理を経て、芸術性豊かでオリジナリティのある鑑賞事業を市民へ提供し、立川市内小・中学校等へのアウトリーチなど幅広い事業展開を通じ、芸術性及び発信性の高い事業の実施、社会的包摂¹や次世代育成の視点による事業において実績を上げてきました。

また、立川市民オペラ、立川いったい音楽まつり、たちかわ演劇祭など市民参加型の実行委員会形式の事業で“主体的に取り組む市民”を支援し、事業継続と発展に取り組んでいます。

第2次中期経営計画策定においては、平成27(2015)年に策定した第1次中期経営計画に引き続き、立川市第4次長期総合計画・後期基本計画や立川市第4次文化振興計画で求められる役割を果たすため、立川市や大学、企業等のさまざまな分野の関係機関と連携・協力することで事業内容を充実させ、文化芸術の振興による立川のさらなる魅力向上と、共生社会の実現に寄与することを目指します。

第2次中期経営計画期間中、令和2(2020)年度には、GREEN SPRINGS(グリーンスプリングス)の開業やたましん美術館の開館など、立川駅周辺のますますの活性化が予想されます。

この機を活かし、職員一人ひとりが立川の文化芸術を振興する団体としての誇りや責任感、広い視野をもって業務に取り組むことの重要性を感じ、さまざまな市民団体のコーディネーターやファシリテーター役として『接着剤』のような存在を意識して、市民団体の自立化を促進するような中間支援組織としての財団を目指していきたいと考えます。

第2次中期経営計画を着実に実行し、立川が一層魅力的な都市となり、豊かな市民生活が実現することを目指し、100年先に評価されるような文化を牽引する団体として前進していきたいと考えております。

¹ 社会的包摂：社会的に弱い立場にある人々も含め市民一人ひとりを、排除や摩擦、孤独や孤立から擁護し、社会(地域社会)の一員として取り組み、支え合う考え方のこと。

■ 第2次中期経営計画の期間及び重点取組方針

第2次中期経営計画は、計画期間（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）中の文化事業の方向性を示す重点取組方針を、人材育成及び組織の強化に関連付けて構成しています。

公益財団法人立川市地域文化振興財団 定款 第3条 目的

この法人は、市民の文化向上及び福祉の増進を図るため、地域文化及び文化芸術の振興に関する事業を推進し、もって地域社会の発展及び健康で豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

計画の期間

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度 《5年間》

重点取組方針

- 1) 未来を担う子どもたちの感性を育むため、さまざまな事業を継続して展開します
- 2) 文化芸術活動に自主的に取り組む市民を支援し、文化の香りあふれる「にぎわいとやすらぎの交流都市立川」を目指します
- 3) 文化芸術振興の専門機関としての役割を確実に効率よく果たすため、人材を育成し、組織の強化を図ります
- 4) これまで実施してきた事業において、その効果を具体的、客観的に検証できるよう、事業評価制度の導入を検討します

3. 第1次中期経営計画をふりかえって

第1次中期経営計画(平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度)では、下記の3つの重点取組項目を掲げました。この3項目について主に検証を行います。

Ⅰ 未来を担う子どもたちの感性を育むため、さまざまな事業を展開します

取組の成果

たましん RISURU ホール(立川市市民会館)などにおいて、子どもたちを対象とした事業を数多く実施し、次世代育成、文化芸術の裾野の拡大に取り組みました。鑑賞事業では親子割引や学生割引、学生席の設定を行い、青少年が参加しやすい環境づくりを行いました。

アウトリーチでは、立川市内の児童館や学習館などでの開催に加えて、学校単位での団体鑑賞を実施しました。ファーレ立川アート鑑賞事業では、立川市立の全小学5年生を対象とした鑑賞事業を実施し、アート作品に触れることで子どもたちは、学校で開催される作品展の創作のヒントを得たり、家族と一緒にファーレ立川を訪れてアートの説明をしたりするなどの姿が見られます。

こどものためのお箏教室では、子どもたちが箏を通じて日本の伝統芸能の素晴らしさを理解する場を提供することができました。

キッズワークショップでは、子どもたちの可能性を広げるため音楽や工作、ダンス等幅広いジャンルの事業を開催したほか、鑑賞事業の前や後に企画することで、鑑賞事業との関連性を高めるような取組を行いました。

あらゆる子どもたちが等しく文化芸術に親しむことができる機会を増やすため、小学校演劇体験事業、ひとり親家庭を対象としたステージへの招待を継続しました。

ファーレ立川アート鑑賞事業
於：ファーレ立川(立川高島屋 S.C.)



今後の展望や課題

第1次中期経営計画期間において、当財団実施の子ども対象事業数とその参加者数は着実に増加していますが、引き続き、子どもたちに文化芸術体験を提供し、豊かな感性や創造性を育み、コミュニケーション能力、多様性などを身に着ける場をつくることは非常に重要です。

財団では事業数だけでなく事業の質を高め、普遍的で創造性のある文化芸術の提供を増やし、事業の中で子どもたちが自ら「参加する」「体験する」「発表する」ような取組としてのアウトプットが求められていると感じます。

2 文化芸術活動に取り組む市民を支援し、文化の香りあふれる「にぎわいとやすらぎの交流都市立川」を目指します

取組の成果

立川市民オペラ、立川いったい音楽まつり、たちかわ演劇祭など市民参加型の実行委員会形式の事業で“主体的に取り組む市民”を支援し、事業継続と発展を実現しました。

立川市文化協会等の市民団体との共催・後援事業を通して文化団体やアーティストへの支援と連携を図り、文化団体、自治会や経済団体とも連携を強化し、継続的な協力関係を築き、事業協力や共同事業などに取り組みました。

立川市と協定を締結している国立音楽大学をはじめ、武蔵野美術大学や立川女子高等学校などの教育機関とも連携を図り、事業を展開しました。

多摩フレッシュ音楽コンサートやロビーコンサートなどの開催を通して、アーティストの飛躍と多くの活動の場を提供しました。

今後の展望や課題

立川における市民文化活動は非常に活発であり、まちのにぎわいや活性化の主役は「市民」であると考えています。「市民」が主体的に取り組み、さまざまな文化活動に貢献できるような支援を行うことは非常に重要です。

一方で社会が文化芸術に求める期待はますます多様化しており、高齢化が進む中で、会員数の減少や団体活動の停滞、後継者不足などが課題となっており、運

営や事業の継承を財団に望む声が寄せられています。

市民が参画する実行委員会事業を通して、財団と市民活動団体との接し方や関わり方の距離感が難しいケースも生じています。

3 文化芸術振興の専門機関としての役割を確実に効率よく果たすため、人材を育成し、組織の強化を図ります

取組の成果

専門的知識に基づき事業を企画・運営するためのアートマネジメント研修や公益法人会計や法人運営のための研修、障害者差別解消法に基づいたバリアフリー研修を実施したほか、各職員が選択した研修（労働法や音楽著作権法の講座、電話対応研修等）の積極的な受講促進を図りました。

事業部門、管理部門それぞれのノウハウや専門性を組織的に持続継承するため、内部職員による OJT 研修等を行い、組織体制の強化を図りました。

職員倫理規則を遵守し、法令違反や不正行為等のコンプライアンス違反を予防し、適正な職務の執行と公正な職場づくりを推進しました。

財団が培ってきたノウハウや専門性を組織的に持続継承し、市民の要求に継続的に応えられる組織として体制の強化を図りました。

平成 31(2019)年に本格的に始動した「働き方改革」については、以前から導入していた時差出勤制度の拡充を図り、職員の労働時間の適正管理と時間外勤務手当の縮減に努めました。

今後の展望や課題

専門人材育成に注力してきた一方で、職員の年齢構成の偏りや「働き方改革」に基づく多様な労働環境への対応、管理職の一層のマネジメント能力の向上や職員全体のモチベーションの向上が課題としてあげられ、職員の人材育成に関する長期的な組織の価値観・考え方を示す必要があります。

今後は明確な事業の評価方法の検討を行うことやその評価に基づいた事業の優先性を考え、運営していくことも重要となっています。

■ 第 1 次中期経営計画で掲げた目標値等の検証

第 1 次中期経営計画では、立川市第 3 次文化振興計画で示す財団の関連業務の目標値を指標としています。下記の表では平成 30(2018)年度末の達成値を成果指標として記載します。

■財団の事業規模、補助金額、職員構成比較表

比較項目／年度	平成 3 (1991) 年度	平成 18(2006) 年度	平成 26(2014) 年度	平成 30(2018) 年度
事業総数 (ステージ事業数)	26 事業 (17 事業)	47 事業 (20 事業)	109 事業 (37 事業)	138 事業 (38 事業)
市補助金額 (総支出総額)	315,718 千円 (672,953 千円)	132,843 千円 (488,456 千円)	152,029 千円 (220,790 千円)	137,450 千円 (199,842 千円)
職員数 (市職員)	19 名 (15 名)	16 名 (4 名)	11 名 (0 名)	11 名 (0 名)
[備考] ・平成 3 (1991)年度は立川市市民会館管理業務の通年受託開始、平成 18(2006)年度は指定管理業務を開始、平成 25(2013)年度には指定管理業務を終了。 ・平成 30(2018)年度には財団設立 30 周年記念事業を実施。				

■立川市第 3 次文化振興計画による財団関連業務の目標値(抜粋)

成果指標	基準値 平成 26(2014) 年度末	達成値 平成 30(2018) 年度末	目標値 平成 31(2019) 年度末
財団が展開する文化芸術事業への来場者数	47,500 人	73,640 人	55,000 人
財団が展開する子ども対象事業参加数	2,391 人	6,364 人	3,000 人
ロビーコンサート・水曜コンサートの学生団体出演数〔累積〕	27 回 (平成 25 年度末)	76 回(※ 1)	90 回
[備考] ※ 1 ロビーコンサート・水曜コンサートには、「出演したい」というアーティストや市民団体からの要望が非常に多く、学生団体の出演数は目標値には到達してはいない。しかし、AIM コンサートや吹奏楽クリニック事業などで学生による公演や指導などは非常に活発である。			

4. 第2次中期経営計画の重点取組方針

第2次中期経営計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）では、第1次中期経営計画で示した重点取組項目の課題を検証し、継続して取り組んでいくため3つの方針と、新たに事業数や規模の拡大による事業の取捨選択を客観的に検証するため、事業評価制度の導入の検討を重点取組方針として定め、組織・人材育成の強化に関連付けていきます。

Ⅰ 未来を担う子どもたちの感性を育むため、さまざまな事業を継続して展開します

第1次中期経営計画の重点取組項目で定めた「未来を担う子どもたちの感性を育むためのさまざまな事業」を継続して実施します。

実施項目

- ◎小学校訪問事業の開催数だけでなく、さらなる内容の充実を図ります。
普遍的で創造性のある文化芸術の提供や子どもたちが「参加する」「体験する」「発表する」ようなアウトプット型の展開を一層工夫していきます。
- ◎子どもたちが伝統芸能にふれる機会の提供として、「日本舞踊」などの稽古を実施します。
- ◎キッズワークショップでは、オペラやアートなどを体験できる場を提供し、鑑賞事業へのアウトカムを目標にします。
- ◎社会的包摂やSDGs（エスディージーズ）²の理念に基づき、子どもたちが等しく文化芸術に触れることができるよう、小学校演劇体験事業、ひとり親家庭のステージへの招待などを継続します。



小学校訪問事業・アートキャラバンの様子
於：立川市立柏小学校

² SDGs（エスディージーズ）：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27（2015）年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標。

2 文化芸術活動に自主的に取り組む市民を支援し、文化の香りあふれる「にぎわいとやすらぎの交流都市立川」を目指します

第Ⅰ次中期経営計画の重点取組項目で定めた「文化芸術活動に取り組む市民の支援」を、より活力ある市民や団体の支援を促進するため、「文化芸術活動に自主的に取り組む市民への支援」として、「にぎわいとやすらぎの交流都市立川」を目指します。

実施項目

- ◎市民団体の課題や要望を把握するため文化意向調査を実施します。
- ◎市民団体の要望や課題が山積する中で、財団は公平で中立性を保ち市民団体の活動が継続できるファシリテーターのような中間支援組織を目指します。
- ◎市民団体の活動の停滞や後継者不足などが課題としてある中、市民団体が活動しやすい環境づくりを検討します。
- ◎社会的包摂の理念に基づき、だれもが文化芸術を享受できるような環境を考え、福祉施設でのワークショップの実現などを目指します。
- ◎関連する大学等の教育機関・企業等との連携を継続し、事業運営に当たります。
立川ステージガーデンやたましん美術館などの新規施設とも連携を深め、事業の実施を検討します。
- ◎立川市民オペラ、立川いったい音楽まつりなど市民参加型の実行委員会事業を引き続き継続していきます。



立川いったい音楽まつりの様子
於：伊勢丹立川店

3 文化芸術振興の専門機関としての役割を確実に効率よく果たすため、人材を育成し、組織の強化を図ります

第1次中期経営計画の重点取組を継続し、さらなる市民の期待に応えるため職員一人ひとりが専門家としてスキルアップを図ります。

状況に応じて自ら問題を解決する応用能力を備えた人材の育成を図ります。

実施項目

- ◎多様化する社会のニーズやトレンドを把握し、既存の事業への活用を行うため、アドバイザーやモニターを設けることを検討します。
- ◎第2次中期経営計画の取組方針と目標管理シートとの連動を意識付けるなど、人事考課に活かすことを検討します。
- ◎内部職員によるOJT研修を活用し、組織強化に結び付けていきます。
- ◎自発的に取り組む外部研修制度を継続し、専門性の強化を図ります。
- ◎職員の地域アドバイザー等の肩書きや役割の付与を検討します。

4 これまで実施してきた事業において、その効果を具体的、客観的に検証できるよう、事業評価制度の導入を検討します

事業数の増加や事業規模が拡大する中、事業の重要性や必要性を鑑み取捨選択を行うことや事業の優先順位を付けることなどを目的に、事業評価制度の導入を検討します。

実施項目

- ◎文化芸術の特性を踏まえ、定量的に加え、定性的な評価指標も設定し、バランスのとれた評価方法を検討します。
- ◎事業における「Plan（目標設定）-Do（実行）-Check（点検）-Action（改善）」のPDCAサイクルなどを参考とし、意思決定や事業選択のためのツールとして有効に機能するような評価方法を検討します。

5. 第2次中期経営計画の到達目標・目標値

第2次中期経営計画の到達目標、成果指標及び目標値を示します。

4つの重点取組方針ごとに成果指標及び目標値を設定します。

到達目標

立川が一層魅力的な都市となり、豊かな市民生活が実現することを目指し、100年先に評価されるような文化を牽引する中間支援団体として前進します。

成果指標及び目標値

成果指標	指標の算出方法	現状値 平成31(2019) 年度末	目標値 令和6(2024) 年度末
ファーレ立川アート鑑賞事業等における児童のアンケートの満足率	もう一度鑑賞したいという回答数／回答総数×100	86%	90%
文化芸術に関する相談件数・支援団体数(累計)	実数	4件	20件
		4団体	10団体
職員提案制度の提案件数・職員提案件数のうち実現した提案件数(累計)	実数	—	10件
		—	5件
アンケート結果を反映し、改善を行った事業数(累計)	実数	—	5事業

■立川市第4次文化振興計画による財団関連業務の目標値(抜粋)

成果指標	現状値 平成 30(2018)年度	目標値 令和 6 (2024)年度
財団が展開する文化芸術事業への来場者数	73,640 人	81,000 人
財団が展開する子ども対象事業の参加者数（子ども未来センターの文化芸術支援事業を含む）	9,012 人	10,000 人
財団が展開する事業のうち学生による公演数(累積)	145 回	260 回
財団のホームページの年間アクセス数（セッション数）	149,976	165,000
立川いったい音楽まつり応募団体数	357 団体	500 団体



徳永二男が案内する「楽器の謎！23 トロンボーン」
於:たましん RISURU ホール(立川市市民会館)



立川市民オペラ公演 2019
J. シュトラウスⅡ世作曲 喜歌劇「こうもり」
於:たましん RISURU ホール(立川市市民会館)
撮影:長澤直子

6. 「with コロナ」の時代にあって

新型コロナウイルス感染症が拡大している現在(令和2(2020)年)、文化芸術の価値も大きな転換期を迎えています。文化芸術の創作活動は、個人で行うことができるものもある中で、一方、多くの方が文化芸術を「見る」、「触れる」場や機会の提供は、人が集まる公共施設などで行われています。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け求められた行動様式、生活様式では、「特定の場所に人が集まること、人を集める」ことが抑制されます。文化芸術の目標であった「多くの人に場と機会を提供する」ことが、従来の手法では叶わない状況が発生しています。

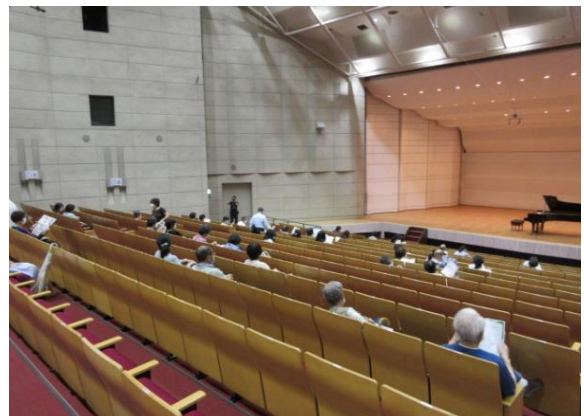
このような状況にあっても、

財団は、人が集まる施設に適した人口密度に抑えながら、文化芸術の鑑賞の機会を提供していきます。

財団は、文化芸術の創作活動を行う市民の活動の場や機会を提供するため、公共施設や民間施設の利用の手引きなどの相談に応じていきます。

財団は、「AI³」やオンラインも活用した、文化芸術との出会い、人との出会い、あらゆる文化芸術の振興を目指します。

財団は、これまでの歩み方を見直し、「元に戻る」ことを期待するのではなく、「新しい生き方へ」を考え、今一度シフトする機会として文化芸術の持つ力を信じ、伝えていきたいと思えます。



ソーシャルディスタンスのため席をあけ事業再開
令和2(2020)年7月3日 外山啓介ピアノ・リサイタル
於:たましん RISURU ホール(立川市市民会館)

³ AI(artificial intelligence、(エーアイ))：「『計算 (computation)』という概念と『コンピュータ (computer)』という道具を用いて『知能』を研究する計算機科学 (computer science) の一分野」を指す語。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術」、または、「計算機 (コンピュータ) による知的な情報処理システムの設計や実現に関する研究分野」ともされる。

7. 参考資料

■公益財団法人立川市地域文化振興財団第2次中期経営計画策定委員会名簿

	役職	氏名	所属等
1	委員長	矢ノ口 美穂	財団常務理事 立川市産業文化スポーツ部長
2	委員	川口 哲生	財団評議員
3	委員	志村 順子	財団理事
4	委員	比留間 幸広	財団評議員 立川市産業文化スポーツ部地域文化課長
5	委員	足立 香織	財団事務局次長 兼 文化事業係長
6	委員	浅沼 宏	財団管理係長
7	委員(事務局)	加登 義哉	財団事務局長
8	委員(事務局)	小林 誠二	財団主査(広報・渉外担任)

(評議員・理事のみ五十音順。敬称略)

■第2次中期経営計画策定委員会の開催内容

第1回 令和元(2019)年12月11日

第1次中期経営計画の説明と経過報告について

第2次中期経営計画の現状と課題の検討

第2回 令和2(2020)年1月31日

第2次中期経営計画の現状と課題の整理

第3回 令和2(2020)年8月6日

第2次中期経営計画の重点取組方針、素案の検討

第4回 令和2(2020)年10月12日

第2次中期経営計画の目標値、素案の検討

参考資料

■公益財団法人立川市地域文化振興財団第2次中期経営計画策定委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人立川市地域文化振興財団（以下「財団」という。）第2次中期経営計画（以下「第2次中期経営計画」という。）の策定を行うため、第2次中期経営計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 第2次中期経営計画の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認められること。

(組織)

第3条 策定委員会は次の各号に掲げるもので構成し、委員長は財団常務理事とする。

- (1) 財団常務理事
- (2) 財団理事 1名
- (3) 財団評議員 1名
- (4) 財団事務局長
- (5) 財団事務局次長 兼 文化事業係長
- (6) 財団事務局管理係長・主査
- (7) 立川市産業文化スポーツ部地域文化課長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2次中期経営計画の策定作業が終了する日までとする。

(報酬)

第5条 委員の報酬は、財団の評議員、理事及び監事の報酬及び費用に関する規則に従い支払うものとする。ただし、立川市及び財団職員の身分を有する委員は除く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会について必要な事項は、協議し定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年10月18日から施行する。

参考資料

■立川市文化芸術のまちづくり条例

平成 16 年 12 月 22 日

条例第 39 号

私たちは、文化を人間の創造的な営みとその成果ととらえ、文化の概念を芸術活動はもとより、経済活動を含むあらゆる生活の領域に関わるものとして幅広く考えるとともに、文化が生活に潤いと豊かさをもたらし、地域社会の健全な発展にかけがえのないものであることを認識します。

私たちは、市民ひとりひとりが文化的な環境を享受し、幸福を求める権利を有するとともに、自らが文化の創造と発展の担い手として主体的に行動する役割を有していることを確認します。

ここに、先人たちが遺した立川の文化と風土を継承し、発展させ、交流と連携を基調に文化とやさしさのあるまちづくりを推進することによって、市民生活の向上と文化都市立川の形成を目指すとともに、新たな立川文化の創造を図ることを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民（学校、企業等を含む。以下同じ。）と市の連携・協働による文化芸術に関する活動に必要な基本的事項を定めることにより、文化とやさしさのあるまちづくりの推進を図り、もって新たな立川文化の創造と振興に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 市民及び市は、文化芸術の振興に当たっては、広く市民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することのできる環境の整備を図り、市民の誰もが主体的に活動できる文化とやさしさのあるまちづくりの推進に努める。

2 市民及び市は、文化芸術の振興に当たっては、子ども、高齢者、障害者等を含むすべての市民の自主性及び創造性を尊重する。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、自らが文化芸術の担い手であることを自覚し、その活力と創意を生かし、文化芸術の振興に努める。

(市の役割)

第 4 条 市は、第 2 条の規定に基づき、文化芸術の振興を図るための施策（以下「文化芸術振興施策」という。）を総合的かつ効果的に推進する。

2 前項に規定する文化芸術振興施策には、広く市民の意見を反映させるよう努める。

(文化芸術の振興)

第 5 条 市民及び市は、文化芸術の振興を図るため、次の各号に掲げる事項について必要な方策を立てるよう努める。

- (1) 文化芸術についての関心及び理解を深めること。
- (2) 文化芸術に親しむ機会の充実に関すること。
- (3) 文化芸術に関する活動の支援に関すること。
- (4) 文化芸術に関する活動を支える人材の育成に関すること。

- (5) 伝統的文化の継承及び発展に関すること。
- (6) 国内及び国外の文化交流の推進に関すること。
- (7) 文化に関する情報の収集及び発信に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に係る重要な事項に関すること。

(環境の整備)

第6条 市民及び市は、文化の視点に立って周囲の自然環境や地域の歴史的景観と調和のとれた都市景観の形成に努める。

- 2 市民及び市は、公共施設を文化芸術に関する活動の場として活用するよう努めるとともに、必要な文化施設や環境の整備を図る。

(資金の調達)

第7条 市民及び市は、文化芸術の振興に必要な資金の調達に努める。

- 2 市は、文化芸術の振興を図るため、立川市地域づくり振興基金条例（平成16年立川市条例第19号）第1条に規定する立川市地域づくり振興基金を有効に活用する。

(関係機関等との関係)

第8条 市は、文化芸術振興施策を推進するに当たっては、立川市文化振興推進委員会条例（平成9年立川市条例第14号）第1条に規定する立川市文化振興推進委員会を活用する。

- 2 市民及び市は、公益財団法人立川市地域文化振興財団に文化芸術の振興の中心的役割を求め

る。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(立川市文化振興推進委員会条例の一部改正)

- 2 立川市文化振興推進委員会条例（平成9年立川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「諮問に応じ、」を「諮問する」に、「を審議」を「並びに立川市文化芸術のまちづくり条例（平成16年立川市条例第39号）の規定により定められた事項を調査審議」に改める。

第2条中「15人」を「10人」に改める。

第3条第2項中「諮問に係る審議が終了したときまでとする」を「2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる」に改める。

附 則（平成23年6月21日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

■公益財団法人立川市地域文化振興財団の動き

(平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度)

年度	主な文化振興事業等	主な組織のあゆみ
平成 27 (2015)	・立川市中学校音楽鑑賞事業全校で実施 ・及川浩治デビュー 20 周年特別トークイベント開催 ・指定管理者との共同事業「ナゾ解きゲーム(バックステージツアー)」 「オトナリ at たちかわ」開催 ・キッズ伝統芸能体験 おけいこサマーキャンプ in 立川(箏と日本舞踊) 開催 ・多摩フレッシュ音楽コンサート再開(声楽部門、ピアノ部門)	・第 1 次中期経営計画初年度 ・時差出勤制度の見直しと拡充 ・職員自身が研修テーマを決め外部研修 に参加する制度の開始
平成 28 (2016)	・こどものためのお箏教室開講 ・立川市民オペラ公演 2017・歌劇「カルメン」へ立川管弦楽団が参加 ・立川市小学校音楽鑑賞事業全校で開始 ・ファーレ立川アート修復再生事業が完了 ・立川シアタープロジェクト実行委員会設立	
平成 29 (2017)	・大町交流事業(姉妹都市)「北アルプス国際芸術祭 2017」鑑賞ツアー 開催 ・こどものためのお箏教室「新春・箏コンサート」開催 ・立川市所蔵絵画展(第 24 回たちかわアートギャラリー展関連企画) 開催	・寄付制度運用開始
平成 30 (2018)	・立川市地域文化振興財団 30 周年記念事業開催 小椋佳「歌談の会」、小野リサ 30th アニバーサリーツアー 平原綾香 15th Anniversary CONCERT TOUR 2018 ~ Dear Music ~ 千住真理子&横山幸雄デュオリサイタル 及川浩治トーク&リサイタル 徳永二男が案内する「楽器の謎! 20」スペシャル・コンサート ・第 25 回記念たちかわアートギャラリー展開催 ・第 30 回記念立川よいと祭り開催 ・たちかわ交流大使・山下洋輔・阿豆佐味天神社ソロライブ開催	・障害者接遇研修実施 ・「人を動かす情報とその伝え方」研修 実施 ・Twitter 運用開始
平成 31 (2019)	・英語ミュージカル「マグナとふしぎの少女」開催 ・祝 令和元年 第 31 回立川よいと祭り開催 ・森高千里の 21 年ぶりの全国ツアー『「この街」 TOUR2019』開催 ・土方歳三没後 150 年記念・音楽舞踏劇「新選組・土方歳三」開催 ・キエフ国立フィルによる「新世界」&「第九」演奏会開催	・第 1 次中期経営計画最終年度 ・武蔵野美術大学及び図書館での研修 実施 ・第 2 次中期経営計画策定開始

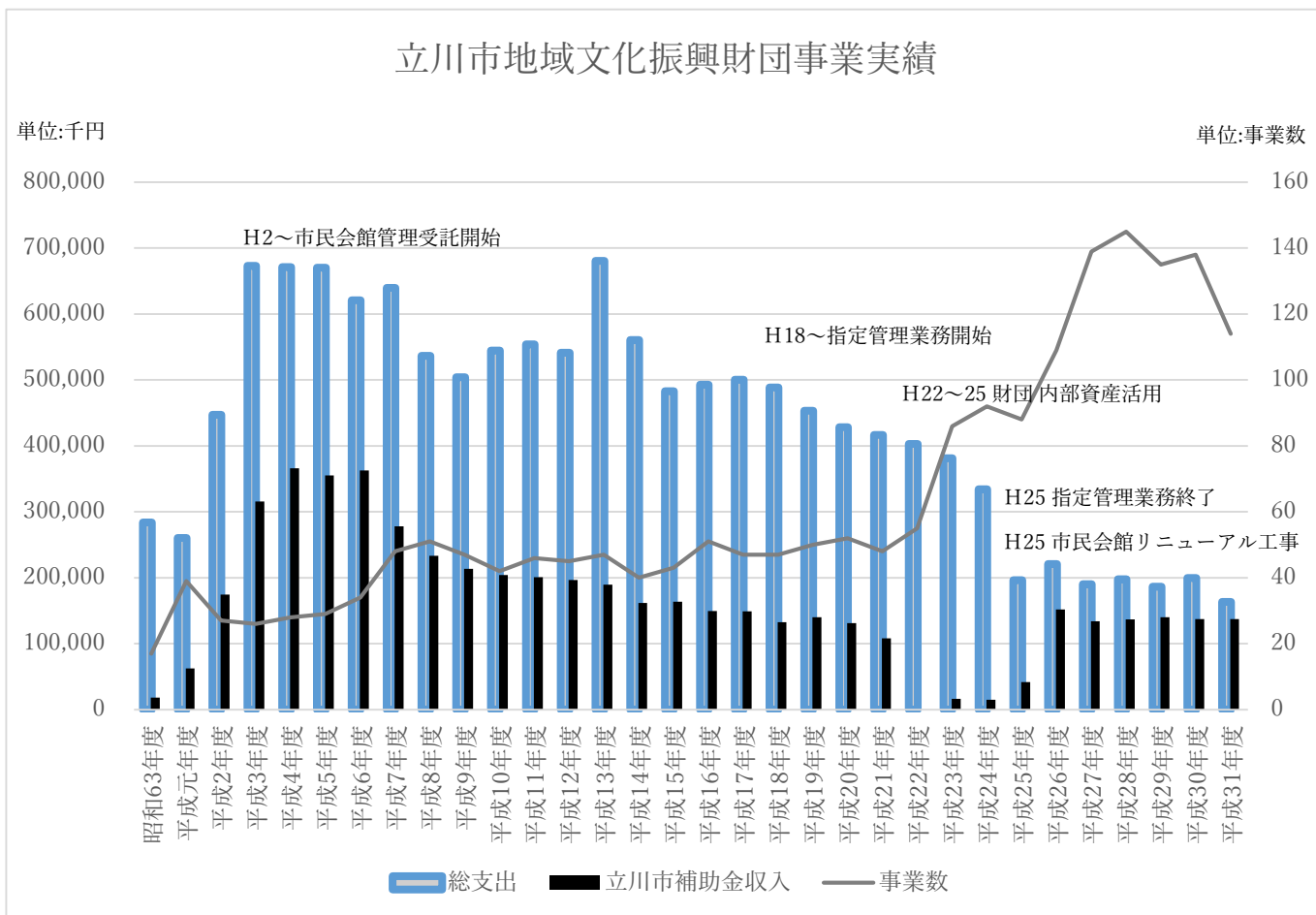
参考資料

■公益財団法人立川市地域文化振興財団の事業規模等の推移 (平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度)

年度	事業数	旧スポーツレクリエーション事業	主な市民参加型事業	その他の主な事業
平成 27(2015)	139	大町交流事業 美術館訪問事業 凧あげ大会	たちかわアートギャラリー展 たちかわ演劇祭 立川市民オペラ公演 キッズ伝統芸能体験	演劇体験事業、水曜コンサート 市役所コンサート、どこでもステージ 学校訪問事業、高齢者のつどい 立川よいと祭り、たちかわ楽市 アーティスト支援事業 キッズワークショップ ファール立川アート鑑賞事業
平成 28(2016)	145	大町交流事業 美術館訪問事業 凧あげ大会	たちかわアートギャラリー展 たちかわ演劇祭 立川市民オペラ公演 キッズ伝統芸能体験 こどものためのお箏教室(初)	演劇体験事業、水曜コンサート 市役所コンサート、どこでもステージ 学校訪問事業、高齢者のつどい 立川よいと祭り、たちかわ楽市 アーティスト支援事業 キッズワークショップ ファール立川アート鑑賞事業
平成 29(2017)	135	大町交流事業 美術館訪問事業 凧あげ大会	たちかわアートギャラリー展 たちかわ演劇祭 立川市民オペラ公演 こどものためのお箏教室	演劇体験事業、水曜コンサート 市役所コンサート、どこでもステージ 学校訪問事業、立川市所蔵絵画展 高齢者のつどい 立川よいと祭り、たちかわ楽市 アーティスト支援事業 キッズワークショップ ファール立川アート鑑賞事業
平成 30(2018)	138	大町交流事業 美術館訪問事業 凧あげ大会	たちかわアートギャラリー展 たちかわ演劇祭 立川市民オペラ公演 こどものためのお箏教室	演劇体験事業、水曜コンサート 市役所コンサート、どこでもステージ 学校訪問事業 山下洋輔ライブ at 阿豆佐味天神社(初) 高齢者のつどい 立川よいと祭り、たちかわ楽市 アーティスト支援事業 キッズワークショップ ファール立川アート鑑賞事業
平成 31(2019)	114	大町交流事業 凧あげ大会	たちかわアートギャラリー展 たちかわ演劇祭 こどものためのお箏教室	演劇体験事業、水曜コンサート 市役所コンサート、どこでもステージ 学校訪問事業、高齢者のつどい 立川よいと祭り、たちかわ楽市 アーティスト支援事業 キッズワークショップ ファール立川アート鑑賞事業

参考資料

■立川市地域文化振興財団の事業規模、決算額、立川市補助金推移



公益財団法人立川市地域文化振興財団 第2次中期経営計画
令和2(2020)年10月発行

発行 公益財団法人立川市地域文化振興財団
〒190-0022 東京都立川市錦町3-3-20
たましん RISURU ホール(立川市市民会館)2階
電話 042-526-1312 FAX 042-525-6581